

障発0531第3号
令和6年5月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」の一部改正について

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査については、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号）に基づき、実施されているところであるが、今般、別紙の「主眼事項及び着眼点等」を別添のとおり改正し、令和6年5月31日から適用することとしたので、通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。